

2025年11月13日  
日本郵便株式会社

## 別納郵便物差出時の郵便切手による支払条件の変更

日本郵便株式会社（東京都千代田区、代表取締役社長 小池 信也）は、2026年2月1日（日）から、料金別納<sup>(注1)</sup>とする郵便物（以下「別納郵便物」）の料金を郵便切手で支払う際の条件について、内国郵便約款を変更いたします。

ご利用の皆さまには、ご理解を賜りますよう、よろしくお願ひします。

### 1 概要

(1) 料金割引郵便物<sup>(注2)</sup>以外の基本料金を適用する別納郵便物は、現金など<sup>(注3)</sup>および郵便切手によるお支払いが可能ですが、1回の差し出しが5万円を超える場合は、現金などによるお支払いに限らせていただきます。

1回当たりの別納料金の額	変更前の支払方法	変更後の支払方法
5万円超	<ul style="list-style-type: none"><li>郵便切手（100万円まで）</li><li>現金など</li></ul>	<u>（郵便切手による支払不可）</u> <ul style="list-style-type: none"><li>現金など</li></ul>
5万円以下	<ul style="list-style-type: none"><li>郵便切手</li><li>現金など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>郵便切手</li><li>現金など</li></ul>

(2) 別納郵便物の料金を郵便切手でお支払いいただく際は、その提出方法を以下のとおり指定させていただきます。以下の条件を満たさないものは引き受けできません。

ア 別納郵便物差し出し時に料金を郵便切手で支払う際は、所定の用紙を使用していただきます。所定の用紙は、こちらをご参照ください。

[https://www.post.japanpost.jp/send/fee/how\\_to\\_pay/separate\\_pay/attachment\\_sheet.xlsx](https://www.post.japanpost.jp/send/fee/how_to_pay/separate_pay/attachment_sheet.xlsx)

イ 支払いに使用する郵便切手の合計枚数により、以下のとおり貼付していただきます。

50枚を超える場合	50枚以下の場合
一の用紙には同一の金額の郵便切手のみ貼付する ことが可能です。 一の用紙に貼付可能な枚数の上限は50枚です。	一の用紙に異なる金額の郵便切手を貼付する ことが可能です。その場合は、金額ごとに分け て貼付していただきます。

ウ 所定の貼付枠内に1枚ずつ郵便切手を貼付していただきます。

1シートが50枚の郵便切手は、左上「1」の貼付枠に合わせ、連結した状態（シート形状）のままで貼付することが可能です。

エ 貼付する郵便切手の金額、貼付する郵便切手の合計枚数および郵便切手の合計金額を所定の記載欄に記載していただきます。

オ 複数の貼付用紙を使用する場合は、所定の記載欄に通し番号を記載していただきます。

(3) これらの取り扱いは、荷物（郵便物と荷物を同時に差し出される場合はその合計額）についても同様です。

## 2 実施日

2026年2月1日（日）

## 3 その他

別納郵便物を差し出す際のお支払いには、現金、キャッシュレス決済及び料金計器別納がご利用いただけます。料金後納によるお支払いも可能です。詳細は、お近くの郵便局にお尋ねください。

### 【注釈】

（注1）料金別納の詳細は、こちらをご参照ください。

[https://www.post.japanpost.jp/send/fee/how\\_to\\_pay/separate\\_pay/index.html](https://www.post.japanpost.jp/send/fee/how_to_pay/separate_pay/index.html)

（注2）料金割引郵便物とは、次のものを指します。

区別	郵便物
内国郵便	<ul style="list-style-type: none"><li>郵便区内特別郵便物および配達地域指定郵便物</li><li>広告郵便物</li><li>区分郵便物</li><li>バーコード付郵便物</li><li>特殊取扱料（例：一般書留料、簡易書留料）の割引および第三種郵便物の料金の割引が適用される郵便物</li></ul>
国際郵便	<ul style="list-style-type: none"><li>通常郵便物の割引、小包郵便物の割引、EMS 郵便物の割引および書留料の割引が適用される郵便物</li><li>航空優先大量郵便物および航空非優先大量郵便物</li></ul> <p>※ 書留料の割引が適用される郵便物には、国際e パケットを含みます。</p>

（注3）現金および当社が定める有価証券のほか、郵便料金計器の証紙、クレジットカード等を含みます。

以上

### 【お客さまのお問い合わせ先】

日本郵便株式会社

お客様サービス相談センター

＜電話番号＞

0120-23-28-86（フリーダイヤル）

携帯電話からご利用のお客さま

0570-046-666（通話料はお客様負担です）

＜ご案内時間＞

全日 8:00～21:00

ガイダンスが流れますので、「\*」のあとに  
「1」を選択してください。

おかげ間違いのないようにご注意ください。